

三井京子バレエ研究所 規約

本受講規約(以下「本規約」という)は、三井京子バレエ研究所(以下「当研究所」という)について定めたものであり、入会される方(以下「会員」という)は下記の受講規約の内容を承諾、遵守していただくことを前提としております。

<第1条 総則>

- 1、当研究所はバレエクラスを会員に提供することを目的とします。
- 2、会員は受講料の支払い等、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとします。

<第2条 入会申込>

- 1、当研究所に入会する方は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し当研究所に提出していただきます。
- 2、入会申込に際して支障があると当研究所が判断した場合、入会を承認しない場合があります。
- 3、未成年者の方は保護者の同意が必要となります。

<第3条 受講料と支払い方法>

- 1、当研究所の受講料は別途定めるものとし、会員である限り毎月支払い義務が発生します(月謝制の場合)。
- 2、受講料は毎月10日銀行振替にてお支払いいただきます(月謝制の場合)。
- 3、入会が15日以降の場合、その月の受講料は半額のみお支払いいただきます(月謝制の場合)。
- 4、領収書は、チケット制/都度払い制共に領収書の発行は致しません。
- 5、チケット(カード)をお忘れの場合は、都度払い料金で現金での受講となります(チケット制の場合)。
- 6、当研究所は会員の承諾なく受講料等を改定できるものとします。
- 7、お支払いいただいた受講料は、いかなる場合にも返金致しません。

<第4条 退会/休会/支払方法変更 手続>

- 1、退会、休会、支払方法変更を希望する会員は、その前月末までにその旨を申し出ると共に、当研究所に対する債務(ある場合)の全額を支払う必要があります。
- 2、当研究所が上記手続の完了を認めた時点で、会員は退会/休会/支払方法変更をしたこととみなされます。
- 3、月の途中で退会/休会/支払方法変更をされる場合でも、既にお支払い頂いた受講料は返金致しません。

<第5条 権利譲渡の禁止>

会員は、当研究所のクラスを受講する権利を第三者に譲渡することはできません。

<第6条 禁止事項>

- 1、当研究所の利用に当たり、次の行為を禁止します。
 - (1) クラス進行や研究所運営の妨げとなる一切の行為。
 - (2) 許可のない録音、写真・ビデオ撮影等。
 - (3) 当研究所内外を問わず、他の受講者や関係者への物品の販売や勧誘等、迷惑となる一切の行為。
 - (4) その他、法令または公序良俗に反する行為や当研究所が不適切と判断する行為。
- 2、前項に抵触すると判断した場合、当研究所は該当者に対して退会を申し渡すことがあります。

<第7条 受講資格の取消>

- 1、会員が次の各号に該当する場合、当研究所は該协会会员の受講資格を取り消すことができます。
 - (1) 第7条に該当する禁止行為を行った場合。
 - (2) 受講料等の支払いを遅滞、または支払いを拒否した場合。
 - (3) その他、当スクールが会員として不適当と判断した場合。
- 2、前項の事由が生じた場合、会員は直ちに当研究所への債務を全額支払い、それらの事由の発生により当研究所が被った一切の損害賠償の責を負います。

<第8条 クラスの欠席/中止/変更>

- 1、当研究所は次のいずれかに該当する場合、クラスを中止、または他の日に振り替える場合があります。
 - (1) 当研究所の講師、使用施設や設備にやむを得ない障害が発生した場合。
 - (2) 天災事変その他やむを得ない事態の発生により、クラスの実施が困難になった場合。
- 2、当研究所は、前項の理由によりクラスを中止、又は他の日に振り替える場合、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。

<第9条 届出事項の変更>

- 1、会員は当研究所への届出事項に変更が生じた場合は、速やかに当研究所へ通知するものとします。
- 2、変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、当研究所は一切責任を負いません。

<第10条 個人情報の管理>

- 1、当研究所は以下の各号に定める場合を除き、会員の許可なく個人情報を第三者に提供することはありません。
 - (1) 法令の規定による場合。
 - (2) 会員又は公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護する為に必要な場合。

<第 11 条 免責事項>

- 1、当研究所は、クラスの受講、クラスの遅延や中断等により会員または第三者が被った損害について一切の責任(賠償を含む)を負いません。当研究所施設内や往復中の怪我、事故、事件等についても当研究所は一切責任を負いません。
- 2、会員が当研究所になんらかの損害を与えた場合、当研究所は該当会員に対して損害の賠償を請求できるものとします。
- 3、当研究所利用に際し、会員と他の会員や第三者との間に紛争が生じた場合、会員は自己の費用と責任においてこれを解決し、当研究所に一切損害を与えないものとします。

<第 12 条 会員規約の改定>

本規約は、当研究所が必要と判断した場合は会員の承諾なく改定されるものとします。尚、本規約を改定する場合は、変更後の規約を当スクールウェブサイト等への掲載をもって周知することとし、これによって本規約の改定の効力が生じるものとします。

附則

この規約は、平成 25 年 10 月 7 日から施行する。